

第 18 回青森県環境審議会

日 時：平成 25 年 2 月 25 日（月）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会 場：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

それでは、開会に先立ちまして、本日の配布資料について確認させていただきます。

皆さまのお手元に配布資料一覧をお配りさせていただいておりますが、こちらの方にもありますとおり、本日の資料、会議次第、出席者名簿、席図、説明資料となっております。

説明資料の方は、諮問案件の 1、第四次青森県環境計画（案）について。こちらの方は、資料 1 - 1 として計画（案）を本日配布させていただいております。

資料 1 - 2 から別紙までにつきましては、事前送付ということで、先に送付させていただいておりますが、この度は非常に時間的な余裕がない状況での送付となってしまいましたので申し訳ございませんでした。

それから、諮問案件の 2、種差海岸階上岳県立自然公園の指定の解除についてです。こちらの方も資料 2 - 1 から 2 - 3 までが事前送付となっております。

報告案件の青森・岩手県境不法投棄事案について。こちらの方が資料 3 - 1、3 - 2、当日配布となっております。

なお、資料一覧に記載しておりませんが、前回の審議会で針生委員からお問い合わせのあった畑、農地の空き容器に係る件について情報提供ということで一枚紙の資料をお渡ししております。

本日、審議会で内容についての説明はいたしません、後ほどご覧いただきたいと思っております。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第 18 回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

（林部長）

環境生活部長の林でございます。

本日、皆さま、大変お忙しい中、そしてまた雪のため足元が悪い中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

そしてまた、委員の皆さま方には、常日頃から環境行政をはじめとして、県政全般にわたって格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

東日本大震災から間もなく2年を迎えようとしているところでございます。

本県を含みます東北地方太平洋沿岸では、地震や津波による大きな被害に見舞われましたが、被災地復興の大前提となります災害廃棄物の処理も着実に進んでおりまして、この5月には種差海岸を含む三陸復興国立公園の指定が見込まれているところでございます。この機会に多くの方々に足を運んでいただきまして、被災地復興の持続的な地域の発展に繋がりますよう、青森県を含む東北の魅力を積極的に発信して参りたいと考えているところでもございます。

さて、平成22年3月に策定いたしました第三次青森県環境計画につきましても、この平成24年度が計画期間の最終年度でございまして、これに続く次の計画を策定する段となったところでございます。

これまで、自然環境や生活環境の保全に加えまして、地球温暖化対策の推進、循環型社会形成の推進、環境教育・学習の推進など、持続可能な低炭素・循環型社会の創造に向けた取組を進めて参りましたが、本県の恵み豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが自然環境意識を高め、具体的に取り組みますとともに、各主体が連携して輪を広げていくことが大切でございまして。

最近問題となっております微小粒子状物質、いわゆるPM2.5への対応やCO2削減目標のゼロベースでの見直しなど、環境行政における喫緊の課題というものは山積みしているところでございますが、これまでの成果を踏まえつつ、残された問題や新たな課題の解決に向けて、今後とも、県民の皆さまと一体となって環境行政の一層の推進に取り組んで参ります。委員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日のこの審議会でございますが、平成25年度からの3か年を計画期間といたします「第四次青森県環境計画(案)」そして、三陸復興国立公園の指定に伴います「種差海岸階上岳県立自然公園指定の解除」についてご審議をいただきました後、「青森・岩手県境不法投棄事案についてご報告をさせていただきます。

委員の皆さまには忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立についてでございます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員33名中、現在まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、現在で19名の委員の方にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、出席者につきましては、別紙、出席者名簿の方をご覧いただきたいと思います。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、福士会長にお願いしたいと思っております。

福士会長、よろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めて参ります。

会議の円滑な進行に是非ご協力をお願い申し上げます。

はじめに、議事録署名者を指名させていただきます。

今回は岩間委員と佐藤巧委員を指名したいと存じますが、よろしくお願いいたします。

次に本日は諮問案件が2件あるということですので、諮問書を受け取りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(林部長)

青森県環境審議会会長 福士憲一殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

1. 第四次青森県環境計画(案)について

諮問理由

青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条第1項の規定に基づく第四次青森県環境計画を策定したいので同条例第10条第3項の規定に基づき意見を求めるものである。

2. 種差海岸階上岳県立自然公園の指定の解除について

諮問理由

青森県立自然公園条例第7条の規定に基づき種差海岸階上岳県立自然公園の指定を解除したいので同条例第6条第1項の規定に基づき意見を求めるものである。

どうぞよろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは、諮問案件の第四次青森県環境計画(案)について、事務局からまず説明をお願いいたします。

(環境政策課鹿原主幹)

失礼いたします。

私、環境政策課計画管理グループの鹿原と申します。

第四次青森県環境計画（案）についてご説明させていただきます。

1月22日に開催いたしました、第17回環境審議会でご説明申し上げまして、委員の皆さまからご意見等をいただいたほか、市町村への意見照会、パブリックコメントの手続き等を行いまして、それぞれご意見等をいただいております。

市町村への意見照会につきましては、八戸市から2件、鶴田町から1件の意見をいただいております。これについては、資料1-2に意見と対応案をまとめております。

それから、パブリックコメントは、12月28日から1月28日の間に行いまして、1名の方から3件のご意見をいただいております。これにつきましては、資料1-3にご意見とそれについての対応案をまとめております。

それから、前回の審議会の際に委員の皆さまにお願いいたしましたご意見につきましては、資料1-4にまとめてございまして、7名の委員の方から62件のご意見をいただいております。

それと別紙でモニタリング指標への目標値の設定については、この4つの資料につきましては、大変会議開催直前の送付となりまして申し訳ございませんでしたが、事前に送付させていただいております。

それから、本日お配りいたしました資料1-1の第四次青森県環境計画（案）につきましては、これらのご意見を踏まえて前回の審議会でご説明申し上げた素案を修正したものでございます。

それでは、資料1-1、第四次青森県環境計画（案）によりまして、前回、ご報告申し上げました素案からの修正箇所を中心に計画（案）のページの順番にご説明申し上げたいと思います。

なお、修正や追加を行った箇所は、計画（案）の中で赤い字で表示しております。

それから、委員の皆さまのご意見につきましては、資料1-4で計画（案）のページ順に記載しておりますので、計画（案）と対比しながらご覧くださいと思います。

それでは、座ってご説明いたします。失礼いたします。

まず、計画（案）の本体の方、20ページになりますが、基本目標の囲みのすぐ下の部分に「政策分野」と「求められる施策」という表記を追加しております。これは、事務局による整理でございますが、ページ左側の1番から7番までの囲み、それからそれに連なるページ右側の項目が何を示すものなのかということを確認いたしましたのでございます。

次の21ページが一番下の部分ですが、「目標値」についてという項目を追加しております。これは、委員よりモニタリング指標に目標値を設定するべきであるというご意見をいただきまして、その趣旨を踏まえまして、それぞれの政策、施策の成果を最も適切に反映できる指標を選定し、目標値を設定したものです。

目標値を設定した指標やその目標値等につきましては、資料で右肩に別紙と書いてあります。モニタリング指標への目標値の設定についてというA4横長裏表の資料に一覧として記載しておりますが、庁内関係課と協議いたしまして、16の指標について目標値を設定

いたしました。

また、例といたしまして、計画（案）の 24 ページをご覧くださいなのですが、目標値を設定したモニタリング指標のグラフの下に、その目標値を掲載いたしました。

続いて、ずっと飛びますが、計画（案）の 154 ページをご覧くださいなのですが、第 7 章の計画の推進の 3 といたしまして、目標値一覧の項目を設けております。

次に計画（案）の 22 ページまで戻っていただきまして、現状と課題の囲みの下に「求められる施策」という表記を追加しております。これも事務局による整理で、現状と課題に続いて記載されている項目が何を示しているものなのかということを確認に示したものです。

これらにつきましては、1 から 7 までの各政策分野の現状と課題の下に同様に追加をしております。

続いて計画案の 23 ページです。

中ほど、(5) の野生動植物の保全が修正箇所となっております。この部分は、素案では「野生動植物の保全・管理」となっておりましたが、委員より「管理」という文言が (5) の から にかかれております内容にそぐわないというご意見をいただきまして、そのご意見の趣旨を踏まえまして、「管理」という文言を削除したものです。

また、現行の第三次計画では、「生物多様性の保全」という表題であったものを「野生動植物の保全・管理」に変えた意図についてご質問をいただいておりますけれども、現行の三次計画の生物多様性の保全の項目につきましては、希少種の保全など、生物多様性の保全の一部について整理しておりましたが、本来の生物多様性保全の概念を取り違える恐れがあるということから、今回の改定において「野生動植物の保全・管理」と整理したものです。なお、管理という文言につきましては、ただ今の説明のとおり削除いたしております。

次に計画（案）の 29 ページをお開きください。施策の展開方向の でございます。委員より「現行の第三次計画にあるラムサール条約や仏沼などの文言が削除されているが、県民にこのような素晴らしい湿地が県内にあることを知ってもらうためにも、一般化せず明示すべき」というご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえまして、「ラムサール条約湿地である仏沼など」の文言を追加して修正させていただいております。同じ趣旨のご意見といたしまして、計画（案）の 37 ページの下の方でございます施策の展開方向の につきまして、「オオセッカ、ラムサール条約、仏沼」という第三次計画では記載されていた文言が削除されていると。これにつきまして、「県民に認識してもらうためにも、このような文言を残した方が理解が深まるのではないか」というご意見をいただいております。その趣旨を踏まえまして「オオセッカなどの希少種が生息するラムサール条約湿地である仏沼など」という文言を追加して修正しております。

次に計画（案）の 32 ページに戻りまして、展開方向の の部分ですが、委員より「ジオパーク作りは大賛成だが、場所の選定や維持・管理の仕組みづくりには時間がかかるため、

今回の計画にジオパーク作りを位置づけるのであれば、新たに立ち上げることがきちんと分かるような文章にするべきである」という趣旨のご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえまして、ジオパークに関する現在の状況等を加えた表現に修正したものであります。

続きまして、計画（案）35 ページの施策の展開方向及びについてです。

委員より「第三次計画で記載のあった重要だと思われる施策が削除されており、その復活を求めたい」という趣旨のご意見をいただきました。

県といたしましては、農業それから林業施策と連携を図りながら、里地里山の生物多様性やその保全活動などについて情報発信していく必要があると認識していることから、施策の展開方向の に「県内の里地里山の現状把握に努めるとともに、地域の優れた保全活動について情報発信するなど」の文言を追加し、修正いたしております。

また、施策の展開方向の として、「休耕田やため池等を活用したビオトープの創出など、里地里山や農地における生態系を再生する活動を促進します。【環境政策課】」を追加いたしまして、これ以降の項目の番号を順送りいたしております。

続きまして、計画（案）38 ページの施策の展開方向の になります。委員から三次計画と同じ文言の「生物多様性地域戦略の策定について検討を進めます」との記載となっているということから、今期は戦略を策定するという意志表明をしてはどうかというご意見をいただいております。これにつきまして、ご意見の趣旨を踏まえ、生物多様性地域戦略については、平成 26 年 3 月の策定を目指して作業を進めておりますことから、「生物多様性地域戦略を策定します」という文言に修正いたしております。

次に 39 ページになります。施策の展開方向の についてですが、このページにございます現状と課題の四角い囲みの中の最後の段落に「また、平成 25 年に遺産登録 20 周年を迎えることから、改めてその価値や保全の意義を再発信していく必要があります」という部分がございますが、これに対応した施策の展開方向が示されるべきではないかというご意見を委員よりいただいております。

そのご意見の趣旨を踏まえまして、ページの一番下の部分になりますが、施策の展開方向の として、「平成 25 年の白神山地世界遺産登録 20 周年に合わせ、その価値や保全の意義を再発信していきます。【自然保護課】」という項目を追加しております。

続いてページが飛びますが、63 ページになります。3 の県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造の部分になりまして、この 1 から 3 の施策に対しまして、次のページ、64 ページにございました「モニタリング指標が 2 つだけというのは少ないので、指標を増やしてください。あわせてこれらの指標について、目標値の設定もお願いします。」というご意見を委員よりいただいております。

ご意見の趣旨を踏まえまして、モニタリング指標につきましては、検討の結果、64 ページ下段にあります、「農林漁業体験民宿宿泊者数」を追加いたしまして、64 ページの上段にある 1 人当たり都市公園面積、それから 65 ページ上段にあります特別史跡三内丸山遺跡の

見学者数については、それぞれに目標値を設定いたしました。

次に 66 ページになります。66 ページの現状と課題、四角で囲まれている現状と課題の最後の部分に「魅力ある田園空間づくりを進め、都市部と農村部との交流を進めていくことが求められています」という三次計画の文言が記載されており、平成 22 年から 24 年の環境白書でも言及がないため、「進捗状況が理解できるモニタリング指標を掲載してください」というご意見を委員よりいただきおりました。

このご意見の趣旨を踏まえまして、都市と農村部との交流に係るモニタリング指標として、先ほども申しましたけども、本県における農林漁業体験民宿宿泊者数のデータを先ほどの 64 ページに掲載しております。

続きまして、66 ページから 67 ページにかけての施策の展開方向の 、 、 、 につきまして、「環境白書での総括がされておらずモニタリング指標がないため、何をどれだけやったのかが見えてこない。目標値の設定をして、環境白書等で評価・報告するシステムにするべき」という趣旨のご意見を委員よりいただきました。

ご意見の趣旨を踏まえまして一部修正しておりますが、 については、現状で該当する地域、地区がないため、目標値の設定はできませんでした。 につきましては、「豊かなみどりをつづる青い森計画」という計画がございまして、この目標年次である平成 30 年で都市公園の整備水準が人口 1 人当たり 20 m²を上回ることを目標としております。

につきましては、都市部と農村部との交流に係るモニタリング指標として、先ほども出て参りましたが、本県における農林漁業体験民宿宿泊者数の推移に係るデータを 64 ページに掲載いたしました。

につきましては、各家庭の取組等の部分となって参りますので、数値の把握が難しく具体的な数値目標を設定することは困難と考えております。

次に 71 ページとなります。歴史的・文化的遺産の保護と活用の項目の所になりますが、ここの現状と課題の部分につきまして、「縄文遺跡では、新たに大森勝山遺跡が去年の 7 月に国史跡に指定されたため、このことも新たな変化として記載してください。一方、民族文化財の保護に関しましては、例えば、東通村に保存されている神楽が小中学校の統廃合により維持・保存が危ぶまれているという話を聞きます。実際にこれまであったものが地域の変化により無くなっていくという事例がこの間なかったのかご享受ください。もし、そういう事例があるとすれば、現状と課題に記載し、保護・保存を呼びかけることも大事ではないでしょうか。」というご意見をいただきおりました。

ご意見の趣旨を踏まえまして、大森勝山遺跡について、県内縄文遺跡の例示の 1 つとして現状と課題の 1 行目に記載しております。

なお、小中学校の統廃合など、地域の変化により無くなったという文化財は承知しておりません。文化財には、下北の能舞や弘前ねぶたのように、各地域にわたる文化財もあり、これらの中には事情により一部地区で活動が休止しているものもございまして、文化財としては伝承されているものです。

ただ今の意見に関連いたしまして、71 ページの施策の展開方向の に「大森勝山遺跡を追加してください」というご意見をいただいております。これを踏まえまして、施策の展開方向 に大森勝山遺跡を追加するとともに、現状と課題の1行目における記述との整合を図るという観点から、亀ヶ岡石器時代遺跡についても追加させていただいております。

続きまして、次は市町村からの意見への対応ということになります。

資料1 - 2 に市町村の意見とそれに対する対応案をお示ししておりますが、計画(案)の方では、79 ページになります。(1) みんなが3Rに取り組む県民運動の展開。この部分への意見といたしまして、鶴田町さんから「平成25年度から使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されることから、青森県のリサイクル率向上の取り組みの一環として、県及び市町村が協力をして取り組みことも必要」というご意見をいただいております。

ご意見の趣旨を踏まえまして80 ページの施策の展開方向の を「リサイクルの向上に向けて市町村等の実績に応じた適正な分別収集等を推進するため、市町村分別収集計画の策定や使用済み小型電子機器等の分別収集の実施等に際し、必要に応じ適切な技術的援助を行います。」という文言に修正しております。

続きまして、計画(案)の121 ページになります。7の「東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組」の「(2) 放射性物質による環境汚染対策についての検討」の部分でございますが、ここにつきまして、八戸市さんから、「施策の展開方向」に「県民に対する放射性物質に関する知識の普及を行います。」という項目の追加を要望するご意見をいただきました。

このご意見の趣旨を踏まえまして、121 ページの施策の展開方向の として、「県民に対し放射性物質に関する知識の普及を行います。【環境政策課】」という項目を追加しました。

次に同じく121 ページですが、八戸市さんから、各主体に期待される役割の事業者の欄の文言について、県外から搬入された廃棄物を処理する際の測定、情報公開等について、空間放射線量率のほか、放射性物質濃度も加えた修正を要望する趣旨のご意見をいただきました。

このご意見の趣旨を踏まえまして、各主体に期待される役割の事業者の欄に、県外から搬入された廃棄物を処理する際の放射性物質濃度、ここを追加いたしまして、放射性物質濃度と空間放射線量率の測定、情報公開等に修正しております。

以上、大変駆け足で修正点という所で説明させていただきましたが、第四次青森県環境計画(案)に係る説明を終わらせていただきます。

(福士会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質問・意見等を伺って参ります。

なお、ご覧のように計画がそのものが大部であるということ、それから、直前になりま

したが事前配布のように質問意見等が相当ございます。ある程度、審議時間はとっておりますが、出来る限り発言を簡潔にお願いしたく、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

(竹浪委員)

委員の竹浪です。

沢山、今回意見を出させていただいたんですが、ある定度取り入れていただきましてありがとうございます。

この環境計画の今後3年間にわたる計画になるわけですが、どうしても抽象的なものにならざるを得ないわけですね。それが、実際に3年間を経た時点でどうなったのかとか、どこまで来たのかという成果指標をやっぱりできるだけ明らかにするということが、県民に分かりやすい環境計画にしていくためにどうしても必要なことじゃないかと思います。

そういうふうな基本的な考え方に基づきながら意見を様々出させていただいたわけですが、そういった意味で、今回、県が目標値という考え方を新たに設定、盛っていただいたということで、別表に掲げることになったということは、大きく評価したいと思っております。

ただ、これから時間が、やっぱりこれはなかったんじゃないかというふうに思います。先ほど言った、成果指標という考え方ですよね。やはり、計画を立てる際には、併せてどこまで到達できるのかという、そういう指標を具体的に定めながら、そこに向かって取り組んでいくと。それを県民にも明示をしていくというふうな行政の進め方ということが、基本的に大事なんじゃないかと思いますので、引き続きその部分は、次期の環境計画に向けて検討していただければいいなというふうに思っています。

その上で、2、3、更に意見、私の出した部分の意見について、また意見を述べておきたいと思います。

資料1 - 4の部分ですが、資料1 - 4の5ページ、17番ですね。32ページの所になりますかね。東北自然歩道等の施設の老朽化、未整備など目に余るものがあるということ。

計画の中では、自然観察歩道、東北自然歩道等の施設の利用促進を図りますというふうに書かれているわけですが、実際にここでも県の方で述べているように、東北自然歩道等に関しては、いろいろ老朽化して補修整備もしなければいけないということは認識されていることだなというふうに思いました。

その補修整備という部分も、ここの所は利用促進だけでは、やっぱり不十分だと思うので、その施設の利用促進と補修整備という、その文言も1つここには付け加えておいていただきたいなと思うんです。

上段の所に整備補修というふうに書かれていますが、これは自然公園におけるというふうについていますので、下の文章と必ずしも連動していないと思います。

そういう意味で、そこに一言付け加えていただけないかなというのが1つ、再度意見を出したいと思います。

それから30番ですが、自然保護思想の普及について、対応案として、自然体験を含む環境教育、学習などによる息の長い取組が重要であるというふうに書かれてあります。これは勿論そのとおりで、本当に息の長い取組が重要だと思います。けども、息の長い取組とはどういう形で、先ほど言った成果指標として考えていくにあたって、いくとすればどういふものが必要になるのかということ考えた場合、なかなか難しいのではないかと考えています。

私も施設の利用状況についての数字を目標として設定することが必ずしもベストだとは思いませんけども、少なくとも自然保護思想の普及に向けた一定の測定する項目として、ベストではないけれども、こういうふうなことも掲げながら取り組むということが大事なんじゃないかと思いました。

そういう意味で、ここの所の数値、目標化というのは考えられないかな？というのを改めて意見を述べさせていただきます。

代替案が何か出てくればいいんですけども、なかなか難しいところじゃないかとも思っています。

それから、41番、市街地内の緑が減少しつつあるという、この情勢認識が書かれてあるわけですね、66ページの所に。これは、この説明によれば、これは一般論であるというふうな釈明というか言い方だと思います。けども、一般論で済まされてはやっぱりこれはまずいんじゃないかと思います。

実際に減少していると記載するのであれば、何らかのモニタリングの数値をベースにしながら、こういう減少、緑地が減少しているということを記載すべきであって、それが一般論だから仕方がないんだというふうな感じの進め方というのは、ちょっとまずいんじゃないかなと思いますので、ここはすぐ今、どうこうということにはならないと思いますけども、今後、こういう自然を豊かにしていくという考え方からいけば、どういふものを成果指標なり目標値にもっていくのかということところは、十分検討していただければいいなと思います。

それから、42番です。42番の所で、ちょっと私びっくりしたのは、県の対応案の所の上から6、7行目の所の施策の展開方向で記載している河川改修には護岸の撤去などの自然回復の促進のみの工事は含まれておりませんが、となっているわけですが、本来、こういう取組が記載されるというか、評価をしていくべきことじゃないのかなと私は思うんですが。これらの工事ですね、自然回復の促進のための工事というのは、どういう形で反映されているのか。あるいは、全くそういうのがないから記載していないのか、その辺をちょっと伺いたいと思いました。もしもあるのであれば、何らかの形で評価はすべきじゃないかと思います。

それから、50番、51番の所です。これが最後ですが。

景観の問題で、今回、大規模な風力発電施設が津軽半島に 80 基建設される計画が出てきたということを受けて評価審議会などの議論を経ながら、環境省自体が自然公園に対する景観が損なわれる恐れがあるというふうな指摘をしたということは、非常にこれは重い指摘じゃないかと思うわけです。やはり、大規模な風力発電施設が設置計画を出されたのが、2010 年の震災以降の大きな変化だと思うわけです。

そういった意味から、景観と景観を損ねる事業というか、そういうものが出てきているんだという、そういう状況認識については、これは触れてしかるべきじゃないかと思うわけです。風力発電を悪者にするというつもりは全くありませんが、そういう状況の変化があるという記載の仕方は、やっぱりあっていいんじゃないかと思しますので、その所、一工夫できないかなと考えております。

以上です。

(福士会長)

大分ありましたが、1つずつ、県の方から何か。

(前澤自然保護課長)

自然保護課長の前澤でございます。

2点についてお答えいたします。

まず、17 から参ります。

自然観察歩道、当課で必要な修繕等を行っております。委員が今ご発言の後段の方の自然観察歩道につきましては、失礼、東北自然歩道ですね。こちらの方の所管が国際観光戦略局観光企画課でございまして、そちらとの調整が必要になるかと思っております。

もう1点、30 番でございます。自然保護思想の普及ということで、委員ご指摘のとおり、非常に大切な活動でございまして、短期的なもの、あるいは長期的なものを視野に入れて様々取り組んで参りたいと思っております。

それで、白神山地ビジターセンターと十二湖エコミュージアムセンター、ここがいわゆる情報発信の拠点施設として整備しているものでございますが、こちらの施設につきましては、いわゆる民間の発想等々を取り入れるために、今現在、指定管理者制度というのをやっております、県といたしまして、指定管理者とどうすれば有効な情報発信あるいは自然保護思想の発信というものができるか、機会を捉えているいろいろ相談していきたいと考えております。

自然保護課から以上でございます。

(福士会長)

話があまり飛ぶと上手くありませんので、今の2点の回答だけで、竹浪委員、いかがですか。

(竹浪委員)

17番については、調整が必要ですよというふうにおっしゃったんだけど、回答になっていないような。補修整備という言葉、文言を入れてくれればいいなということなのですが、駄目ですか。

(前澤課長)

そちらに環境省の既存の道路を利用してということございまして、そちらに記載のとおり、なかなか実現できない所もあるんですが、いろいろ地元の市町村との協議とか、いろいろ検討しているところでございます。

(福士会長)

そうすると、今のところはちょっと、直接文言を直すのは、今のところは困るということですか。いいですね、それで。素案のままで。

(前澤課長)

そのように考えております。

(福士会長)

いかがですか、竹浪委員。

(竹浪委員)

出来ないのではあればしょうがないですが、今後、調整が必要だということであれば、もう少しその辺の検討をしていただければいいなと思います。補修整備が必要だというふうに自然保護課自身も書いているわけなので、それを文章にすればいいだけだと、私は思ったんですが、なんでそう難しくなるのかよく分かりません。

(福士会長)

今、とりあえず17番はやむを得ないと。30番はよろしいですか。
それでは、その他、あと3つほどありましたが、担当部局、どうぞ。

(濱谷環境政策課長)

それでは41番。具体的には都市計画課になるんですが、私共、この書きぶりについては一般論でございます。

この具体的にどれだけ減って、どれだけキープすればいいのかという、1つの例として都市公園、1人当たりの都市公園面積というものを出示してみたんですが、その都市計画の

作り方とも絡んでくる話で、どのような指標を拾えるか。それで目標をそれに則って立てられるのかどうか、ちょっと検討課題とさせていただいて、次回の計画の策定に当たって配慮させていただきたいと思います。

それから 50 番と 51 番の件でございます。風力発電施設、今、確かに景観を含めて、景観だけじゃなくて、県の環境影響審査会の中でも景観以前の問題として非常に希少種の動植物の多い湿地だということで、非常に全国的にも世界的にも非常に希少な場所だということで、委員の方々から非常に厳しい意見が出されまして、施設の設置場所の変更も踏まえて、我々とすれば影響評価をきちんとやれということで知事意見も出させていただいています。

環境大臣の意見と知事意見を踏まえて、今、経済産業省の方でどういう扱いをするかということを検討中だということで聞いております。

この風力施設ということに限らず、景観の問題、景観を含めて環境影響という問題については、従前から我々、アセスメントの中でも取り上げてきましたし、景観条例の中でも対象としてきたところでございます。

確かに今、大規模化ということにわかに問題になっている所がありますけども、これにつきましては、この計画自体につきましては、そういう大規模な建造物を含めて環境影響、景観ということについてきちんと取り組んで、なるべく調和する、影響がないようにするというところに取り組んでいくということを示しております。個別の風力施設というのが出てきますと、今後、多分、風力施設以外、今、特定はできないんですが、風力発電施設以外に景観を損なうような、あるいは環境影響が出てくるような大規模施設が出てきた場合、その都度、その都度、考えていくということにもなりますので、ここについては一般論として掲げさせていただいて、個別の問題については、それぞれの景観条例の中の手続きなり、環境影響評価の手続きなりで、きちんと対処していくということで考えておりますが、いかがでございましょうか。

(竹浪委員)

この現状と課題の部分で、今の環境計画の中で出てくる概要、施策の概要とか展開方向に、そういうものも含まれているとしても、現状と課題の中で一定程度の認識が触れられるべきじゃないかというふうに思うのです。

ですから、情勢をやっぱりリアルに現状と課題の中にその都度その都度やっぱり、3年間の中で出てきた変化というものがあるわけですね。それが、織り込まれることによって、見る者にとっては、こういうことが今、この間の中で出てきたんだというふうな認識を持つことができるわけですから、そういう差し障りのないような一言を入れるということは、私は大事なことなんじゃないかと思います。

(濱谷課長)

その認識なんです、風力発電施設、確かに十三湖の問題について今、大きな問題にはなっているんですが。必ずしも風力発電施設全てが規模の問題とか設置場所の問題で、これが例えば景観として問題が出てくる、議論になってくるというわけにもなりませんので、それはケースバイケースの話なんじゃないかと考えまして、我々とすれば、風力発電施設も場合によって景観の問題なり環境影響の問題、動植物とか自然環境への影響もありますよということを認識としてもちつつ、ここだけで特出しするのはあまりよろしくない、馴染まないんじゃないかという判断です。それでここには加えてはおりません。

(竹浪委員)

一致できないのであれば、了承しました。

(濱谷課長)

あともう1点。自然回復工事の話なんです。

(福士会長)

42の

(濱谷課長)

そうです、42番です。

ここ、私の方でも詳しくは認識していないので。ここは、担当課である河川砂防課なりの方と確認しながらやりたいと思います。

(石坂環境政策課長代理)

直接の担当課ではないので、はっきりとしたことは申し上げられないんですが。通常、県なり市町村なりが河川改修工事を行うといった場合は、河川法の趣旨に基づいて、例えば、水害を防ぐとか、そういった形で、何らかの目的があって河川を改修するというのが一般的ですので、いわゆる自然回復のみを目的とした事業というのは、通常、考えられない。いわゆる護岸の撤去だけを目的とした事業は通常の公共事業では、あまり考えられないというのは言えると思います。

(濱谷課長)

多分、河川改修と併せて、例えば、古くなった護岸の撤去、それに代わって、いわゆる今の多自然型という考え方でコンクリート護岸に代わった施工方法をやって木とか使うとか。そういうような形の併せ技で改修、例えば、護岸撤去というものが行われているのではないかと考えております。ちょっとここは確認した上でご連絡差し上げたいと思います。

(福士会長)

分かりました。

よろしいでしょうか。

それでは、他の方々もご意見あろうかと思しますので、どうぞ。

(針生委員)

針生です。

出した意見が大半が素案のとおりといたしますということで、うーん、そうかな。具体的に1つ1つ取り上げることについては、この場では申し上げません。各課に出向いて具体的なものをこちらから再度示してご相談したいと思っております。

1つお聞きしたいんですが、部長さん。

今回の第四次青森県環境計画の目玉は何ですか。何がいわゆる全国的に誇る青森県の環境を目指す、例えばスローガンのようなものをお考えになっていますか。お聞かせいただきたいと思えます。

それから最後に申し上げるつもりでしたが、今回で24年度は終わりますけども、次は25年度の会議になるわけですが、一度ぐらい知事、三村知事、来てくださいよ。お願いします。一言、生の声を、私共、委員の生の声を聞いてください。お宅達が言うと全部フィルター掛かってる過されて、良い話ばかりしか届いていないと、私は思っています。

以上です。

(林部長)

大変お叱りいただきまして申し訳ございません。

まず、第四次青森県環境基本計画、ちょうど25年度からの3か年になるわけでございます。そういった意味で、この25年、ちょうど白神山地自然遺産として指定されて20周年を迎えるわけございまして、そういった部分での白神山地を契機とした本県の自然を守る、こういった部分が基本的にこの3か年での中心的なテーマであると考えているところでございます。

そしてまた、この審議会、なるべく、可能な限り知事の出席、その部分は今後とも我々も心して対応して参らなければいけないというふうに考えているところでございます。

(福士会長)

いかがですか。

(針生委員)

要するに目玉がないんでしょう。分かりました。いいです。

(福士会長)

他、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(熊谷委員)

熊谷です。

73 ページですが、書いてあることはこういう感じかなと思いますが、第四次ですから、もうそろそろ 10 年経つわけですよ。私もやっぱり気になっていたのが、73 ページに「県民総参加による」とか、「もったいないあおもり県民運動」とか、80 ページの真ん中あたり、ですね。「市町村分別収集計画の策定等」というあたりで、市町村だとか県民総参加というあたりは、これは縦割りでは絶対できない動きでございますので、先ほどからの意見も皆、そうだと思いますが、このあたり、10 年も経ったんですから、県民総参加というのは、多分、我々もこの場では委員ですが、家に帰れば県民の 1 人ですから、それがここまで辿り着いているかどうかと考えれば、まだまだもっと努力していただきたいと思いますので、決して、どこかの部局だけじゃ、1 個じゃ不可能なことじゃないのかなと。市町村への指導といいますか、協力依頼とかっていうあたりが、どうも今までのままでは絶対に上手くいかないと思いますので、是非、横の連絡といいますか、いろいろやっていただいて、県民総参加も実のなるような 3 年間でやっていただければと思っております。

以上です。

(福士会長)

今のはコメントということで解釈してよろしいですか。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応、特にないということです。

多分、今回、多数のご意見、ご質問が出ております。この辺で「素案のとおりとした」という所が随分ございまして、中身を見ますと、基本計画そのものというよりも、その下の具体的な施策とか事業方針とか、そういった各事業にかかるようなことが随分多くございます。

従いまして、今回、この意見・質問の資料ですが、これは今日で終わりということではなくて、県の方もこの辺も考えながら具体的な施策に反映させていただくということの了解は得たいと思うんですね、この場で。よろしいですね。

そういった条件で、今回の青森県の四次の環境計画、案のとおりということで修正はなしということにしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、これを適当と認めます。答申については後ほどしたいと存じます。

続きまして諮問案件 種差海岸階上岳県立自然公園の指定の解除について。事務局が

らまず説明をお願いいたします。

(前澤課長)

それでは、私から種差海岸階上岳県立自然公園の指定の解除についてご説明いたします。
以降、座って説明させていただきます。

資料 2 - 1 をご覧ください。

種差海岸階上岳県立自然公園は、昭和 28 年に八戸市の海岸部が県立自然公園に指定され、その後、昭和 49 年に階上岳及び階上海岸の区域の編入に伴い、現在の名称に変更となっております。

平成 22 年に環境省が国立国定公園総点検事業として評価を行った結果、陸中海岸国立公園と一体のものとして国立公園への編入候補に選定されました。

これを踏まえて、環境省が陸中海岸国立公園の点検作業を開始した矢先に、東日本大震災が発生しました。このため点検作業は一旦中断されましたが、環境省ではこの震災からの復興に貢献するため、八戸市の蕪島から宮城県牡鹿半島までとその周辺の自然公園を段階的に再編成し、三陸復興国立公園として指定することとなりました。

以上により、種差海岸階上岳県立自然公園の全域が国立公園に編入されることになったことから、県立自然公園の指定を解除するものです。

2 番、解除の手続きでございます。

県立自然公園は、国立公園の区域と重複できないため、国立公園指定と同時に解除することが必要になります。解除の時期は、国立公園の指定が見込まれている今年 5 月、官報告示と同日付けで解除の県報告示を行うこととなります。

次が資料 2 - 2、経過とスケジュールをご覧ください。

左側に環境省、右側に県のスケジュールを記載しております。

まず、国立公園指定についてご説明いたします。

平成 24 年 5 月、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンが発表されるとともに、国立公園編入に向けて地元八戸市及び階上町において住民説明会が開催されました。

10 月ですが、陸中海岸国立公園の区域及び公園計画変更書素案が示されて、県立自然公園の全域及び隣接する 2 か所の拡張部分を国立公園に編入するという内容のものでした。

ここで資料の訂正がございます。12 月、国立公園変更原案の作成とパブリックコメントの募集と記載されておりますが、正しくは 11 月となりますので、大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

なお、このパブリックコメントは 11 月 22 日から 12 月 21 日の間、実施されております。

今後の手続きといたしまして、平成 25 年 2 月、自然公園法の規定に基づき、環境大臣から知事に対して、国立公園指定についての意見照会が予定されています。

3 月ですが、中央環境審議会に対して公園計画案が諮問され、その答申を踏まえ、5 月

に三陸復興国立公園が指定される予定となっています。

右側の県立自然公園の解除です。2月に県立自然公園条例の規定に基づき、八戸市、階上町に対して、県立自然公園指定解除についての意見照会を行い、「意見なし」とのご回答をいただいております。

次に本日でございますが、青森県環境審議会への指定解除の諮問、答申を受けまして、県報告書を予定しております。

資料2 - 3をご覧ください。

これは、環境省が11月に三陸復興国立公園の指定案の概要として公表した資料でございますので、ご参考まで添付させていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

(福士会長)

ただ今の説明につきまして、質問、ご意見を伺います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(村上委員)

教えてください。村上でございます。

これは、その1、その2、その3になっていますが、これは階上の方と三陸の方と切れたのは何故なんですか。繋げちゃ駄目なんですか。

ずっと続けてしまえばよさそうなものですけど。何故切ったのか知りたいですね。

(前澤課長)

まず、陸中海岸国立公園として指定するわけですが、やはりその赤の枠で囲んでいない所は、国立公園としては指定されないということですね。

(村上委員)

だから、どうしてなのかって。

(福士会長)

委員、よろしいですか。適切な回答じゃなくても。

昔の経緯を説明しないと駄目なんだと思いますね。

(林部長)

申し訳ございません。ちょっと推測の部分も含めてお話しします。

今、先生からご指摘いただきました図面、この地図でございますが、この右側に位置図として、その1、その2、その3という形で分かれているという部分だと思っております。基

本的に現在、いわゆる三陸復興国立公園の以前から、陸中国立公園であったものが、その2、その3という形で、いわゆる岩手県のこの区域が国立公園としてあるものだと思います。

そして、そこに、いわゆる今の三陸復興国立公園として、いわゆる観光地に匹敵するような箇所を追加してという形で考えられたものが、いわゆる今の種差と階上岳という形での追加という形になった関係から、こういった部分が、言ってみれば離れた形になったのではないかと思います。

(村上委員)

だから、青森県だけでなく、復興だったらここも一緒に全部やっちゃった方が、むしろ金が落ちるんじゃないですかということ。

(福士会長)

よろしいですか。他、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(西澤委員)

甚だ初歩的な質問で大変申し訳ないんですが。

この種差海岸地域の国立公園化するということになれば、海岸から例えば、何キロ先までが国立公園になるのかという、その区域の指定というのはどうなっているんでしょう。

(前澤課長)

公園計画図が添付されておりますが、その黒い線の所が公園区域になるわけですが、これは1kmという距離でございます。

(西澤委員)

はい、分かりました。

そうしますと、例えば、県立であったものが国立になるということのようなんですが、それになるに当たって、例えば、県民の方が海岸を利用する、例えば釣りとか、例えば水泳をするとか、そういう県民が利用するに当たっての規制というものはないんでしょうか。

(前澤課長)

まず、今、現在、県立自然公園なわけですが、これが国立公園に移行しても、現行の規制の区分といいますか、そういうものの対応については、変更はない予定でございます。

(西澤委員)

はい、分かりました。

最後に、現状のままの県の公園であるのと、国立になるのとのメリットとデメリットを最後にお聞かせください。

(前澤課長)

やはり、国立公園ということは、我が国の非常に優れた景観ということで知名度が上がります。よって、その保護活動であるとか、利用促進というものが図られると思われま

す。
委員ご指摘のデメリットというものは、特にはないかと思っております。

(西澤委員)

はい、ありがとうございました。

(福士会長)

よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、この諮問案件 については、この原案を適当と認めてもよろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、この諮問案件 、この原案のとおり答申をしたいと存じます。

それでは、この後ですが、事務局の方に答申書の案を作成させまして、委員の皆さまに配布いたしますが、準備ができるまで何分ぐらいとればよろしいですか。10分ぐらいですか。では50分から再開ということでもいいですか。

それでは、暫時休憩としますが、2時50分からまた再開をいたします。

(休憩)

(福士会長)

それでは、会議を再開いたします。

皆さまに今、答申書の案を配布しております。黙読でよろしいと思いますので、若干、時間をとって確認をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、この文案のとおり答申したいと思います。

それでは、答申しますので、林部長、よろしく願います。

平成 25 年 2 月 25 日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 福士憲一

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申

平成 25 年 2 月 25 日付け青環第 1710 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認めます。

- 1、第四次青森県環境計画（案）について
 - 2、種差海岸階上岳県立自然公園の指定の解除について
- 以上です。

以上で諮問案件についての審議を終了いたします。

続いて、報告の案件、青森・岩手県境不法投棄事案について、事務局から説明をお願いいたします。

（三上県境再生対策室総括主幹）

県境再生対策室でございます。

本日、青森・岩手県境不法投棄事案について 2 件、ご報告させていただきます。

座って失礼いたします。

まず、資料 3 - 1 でございます。

県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績、先週 2 月 22 日現在の報告となります。

まず、上の表ですが、今年度、平成 24 年度の実績としまして、数字は右側になりますが、作業日数 212 日、台数 12,532 台、撤去実績 14 万 9,317.51 t となっております。

累計の撤去実績としましては、その右側になりますが、104 万 1,175.63 t となっております。

その下、処理方法として埋め立て、焼却、その他破碎処理と分けられております。数字は記載のとおりでございますが、今年度は埋め立ての方が若干多くなっておりますが、累計では焼却の方が多という処理の状況でございます。

なお、左下の棒グラフは、月別と今言った処理方法別の棒グラフでございます。

その右側のグラフでございますが、一番右に書いてあります全体の推計量 114.9 万 t ございます。これについては、来年度まで撤去を全て完了させるということでございまして、今年度、その棒グラフにありますように、今年度は 16 万 t、来年度は 96,800 t という計画を立てております。

今年度については、先ほど申しました 14 万 9,317.51 t、これはこの目標 16 万 t に対する割合として 93.3%ということで、残り 1 か月少しありますが、順調に作業が進めばこの目標をクリアできるものと見込んでおります。

撤去実績については以上でございます。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

続きまして、資料3 - 2、環境モニタリングの調査結果についてご説明いたします。

県境不法投棄現場につきましては、県内の一般的なモニタリングとは別枠で現場とその周辺地域を重点的にモニタリングしております。

基本的には、季節ごとに年4回、水質についてより細かい監視が必要な地点につきましては年6回、あるいは年12回、毎月行っております。

それでは1番目ですが、汚染が周りに拡散しないよう現場を遮水壁で囲い込んだ現場内とその現場周辺につきましては水質のモニタリングを行っております。

現場周辺では、勿論、遮水壁の効果の確認を兼ねておりますが、全ての地点で環境基準以下となっており、数値の動きにも異常は見られませんでした。

現場内につきましては、まだ廃棄物と汚染土壌の撤去を進めている最中ですので、一部、VOCや重金属類について環境基準を超過しております。ただ、昨年まで検出されておりました塩ビモノマーは、今年度は環境基準以下になるなど、VOCにつきましては、低減傾向が見られ始めております。

2つ目です。2つ目は、現場の掘削作業に伴いまして、現場周辺にVOCが拡散していないかどうか、風向を考慮した現場敷地境界の3地点で有害大気汚染物質のモニタリングを行っております。

調査結果は、現場の撤去作業を開始した当時から、ずっと環境基準を満足しております。

3つ目です。3つ目、現場から処理施設まで廃棄物を運搬する車両の排気ガスについて、大気汚染物質のモニタリングを行っております。こちらにつきましても、環境基準を満足しております問題ございません。

ページをめくっていただいて4つ目になります。

こちら4つ目は、同じく現場からの廃棄物運搬車両による騒音・振動についてモニタリングを行っております。こちらも国の基準を下回っておりまして問題ございません。

最後に5つ目です。現場で発生する汚染水につきましては、遮水壁で囲い込み、水処理施設できちんと処理しておりますが、この処理がきちんとできているかどうか、処理水の水質モニタリングを行っております。

現場の汚染水の濃度が当初想定しておりましたよりも濃度が低いこともありまして、こちらについても基準を十分に下回っております。

以上、県境不法投棄事案に係る平成24年度の撤去実績と環境モニタリングの結果をご報告申し上げましたが、昨年11月の環境審議会でお諮りしました事業の変更実施計画案につきましては、田子町からも適当であると認めていただきまして、その後、現在まで国による行政対応検証、そして技術的な審査を受けて協議が進んでおりまして、お陰様で年度内には環境大臣の同意を得られる見込みとなっております。ありがとうございました。

今後もきっちりと原状回復対策事業を進めて参りますので、どうぞご指導くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(福士会長)

ただ今の報告説明につきまして、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で本日予定しておりました諮問案件、報告は以上です。

まだ若干時間はありますが、何かこの他にご意見等があれば伺いますが、いいですか。

それでは、以上で本日の議事は終了といたします。

議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

(司会)

福士会長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶申し上げます。

(林部長)

本日、ご審議いただきまして大変ありがとうございました。

お陰様をもちまして、本日、諮問させていただきました2つの案件は、適当との答申をいただくことができました。

会長からも、この席の場でお話ございましたが、今回の審議の中で皆さま方からいただきましたご意見等につきましては、それぞれの担当課において具体的な個別の施策の検討をするにあたりまして、十分踏まえて対応させていただくこととしたいと考えております。

また、この案件以外の施策等につきましても、環境行政の一層の推進に努めて参りますので、いろいろな場でのご意見等を賜ればと考えておりますので、今後とも、よろしくご意見申し上げますとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第18回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。